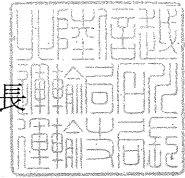




石運輸第716号の2
石運整第347号の2
平成28年12月5日

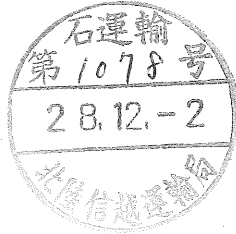
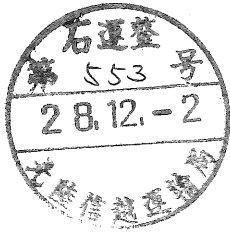
旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別添写し(平成28年12月2日付け北信交旅第573号、北信交監第251号、北信技保第86号)のとおり通達がありましたので、了知願います。



北信交旅第573号
北信交監第251号
北信技保第86号
平成28年12月2日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

標記について、自動車局安全政策課長及び旅客課長から別紙（平成28年12月1日付け国自安第174号の2、国自旅第241号の2）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係事業者に対してドライブレコーダーの映像に関し、乗客のプライバシーを十分に配慮した上で、社内規程の作成を含め適切な管理を徹底するよう指導されたい。



国自安第 174 号の 2
国自旅第 241 号の 2
平成 28 年 12 月 1 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、関係事業者を指導されたい。



国自安第 174 号の 2
国自旅第 241 号の 2
平成 28 年 12 月 1 日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

標記について、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、関係事業者を指導されたい。

国自安第 174 号
国自旅第 241 号
平成 28 年 12 月 1 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

旅客課長

ドライブレコーダーの映像の適切な管理の徹底について

今般、タクシーに装備されたドライブレコーダーにより後部座席の乗客が撮影された映像がテレビ等で放映されるという事案が発生した。

いうまでもなく、ドライブレコーダーの映像は、運転者に対する安全運転指導や事故調査・分析を効果的に行うなど事業用自動車の安全確保のために活用されるべきであるにもかかわらず、安全・安心な運送を提供すべき自動車運送事業者が、その趣旨に反し乗客のプライバシーに配慮することなくマスコミに映像を提供するという行為が行われたことは、誠に遺憾である。

このため、ドライブレコーダーの映像に関しては、乗客のプライバシーを十分に配慮した上で、社内規程の作成を含め適切な管理を徹底するよう、貴会傘下会員に対し改めて周知されたい。